

# 淡路広域水道企業団職員互助共済制度に関する条例

平成9年2月24日

条例第6号

改正 平成23年8月26日 条例第4号

令和4年9月22日 条例第6号

(設置)

**第1条** 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の精神にのっとり、職員の福祉の増進を図るため、淡路広域水道企業団職員互助会（以下「互助会」という。）を設置する。

(会員)

**第2条** 互助会の会員は、兵庫県市町村職員共済組合の組合員である者とする。ただし、一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い者は除く。

(事業)

**第3条** 互助会は、第1条の目的を達成するため、福利、厚生、医療等に関する資金の給付その他の事業を行う。

(経費)

**第4条** 互助会の経費は、会員の掛金、淡路広域水道企業団の補助金その他の収入をもって充てる。

(掛金)

**第5条** 会員の掛金は、一般財団法人兵庫県市町職員互助会運営規則に定める額とする。

2 前項の掛金は、会員の給与支給機関において、毎月給料を支給する際、会員の給料よりこれを控除する。

(業務委託)

**第6条** 互助会の事業は、一般財団法人兵庫県市町職員互助会に委託して実施する。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか必要な事項は、企業長が定める。

**附 則**

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年8月26日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の淡路広域水道企業団職員互助共済制度に関する条例の規定は、平成23年4月1日から適用する。

**附 則**（令和 4 年 9 月 22 日 条例第 6 号）

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。